

知事監視製品（令和7年1月24日石川県告示第11号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
<p>次の写真を付して「Honey」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真を付して「Nasty」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真を付して「SPICE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>次の写真を付して「ハイビス PW Plus」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
 <p>Honey</p>	 <p>Nasty</p>	 <p>SPICE</p>	 <p>ハイビス PW+</p>

2 指定の理由

条例第2条第1項第6号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和7年1月25日